

加工・修繕輸出貨物確認申告書（T-1050）

「貨物の性質、形状の明細」欄には、輸出貨物全般の性質及び形状、記号、番号のほか、加工又は修繕をする部分の性質、形状、記号、番号その他その貨物が再輸入される際にその同一性を確認するのに便宜な事項を記載する。

「輸出申告価格の計算の基礎」欄には、修繕のためのものにあつては、輸出貨物の購入価額、使用期間、輸出の際の価格、船積みまでに要する諸費用等を記載し、加工のためのものにあつては、製造原価（通常の一般管理費及び利潤を含む。）、船積みまでに要する諸費用等を記載する。

「加工又は修繕の明細」欄には、輸出先で行われる加工又は修繕の概略説明を記載するほか、加工費又は修繕費の内訳、加工の場合の歩留り、加工又は修繕部分が取替え輸入されるものであるかどうか等を併せて記載する。

「本邦において加工することが困難な理由」欄には、我が国において加工することが、技術的観点からどのように困難であるか、あるいは特許権によつて實際上禁止されている事情について、具体的に、かつ詳細に記載する。

「その他参考となるべき事項」欄には、輸出貨物の仕向国までの運賃及び保険料、仕向国の陸揚（取卸し）港から加工地又は修繕地までの運送方法等を記載する。

なお、輸出申告の時までに運賃等が未定の場合には、事後記載して差し支えない。